

健康保険組合からのお知らせ

—令和8年熊本地震により被災された皆様へ—

九州電力健康保険組合

このたびの地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

九州電力健康保険組合は、このたびの地震により災害救助法が適用された市町村（[災害救助法適用市町村は、内閣府「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」のとおり](#)）にお住まいで被災された方を対象に以下の取扱いを行います。

■マイナ保険証等を紛失された場合の対応について

1. 医療機関等での受診時の対応

災害救助法が適用された地域にお住まいの方においては、医療機関の窓口等でマイナ保険証等を提示できない場合でも、氏名、生年月日、勤務する事業所名等により医療保険の加入資格の確認が可能のため、受診ができます。

医療機関にて「災害による紛失」である旨をお申し出ください。

2. マイナ保険証および資格確認書の再発行

（マイナ保険証）

マイナ保険証を紛失された場合は、市区町村窓口にて再発行の手続きをお願いいたします。

（資格確認書）

当健保組合では、標記の被災により、資格確認書を紛失・消失された方を対象に、資格確認書の再発行を行います。

なお、通常、事業主（勤務先）を経由して申請いただきますが、それが困難なときは当健保組合に直接連絡してください。

なお、この件についてご不明な点がございましたら、当健康保険組合までお問合わせください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

（お問い合わせ先）

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82

TEL：092-726-1605 担当：山川（ヤマカ）